

瀬戸内中讃定住自立圏ワーケーション等PR動画制作業務委託 仕様書

丸亀市（以下「本市」という。）が委託する「瀬戸内中讃定住自立圏ワーケーション等PR動画制作業務委託（以下、「本業務」という。）」は次のとおりとする。

1. 業務名

瀬戸内中讃定住自立圏ワーケーション等PR動画制作業務委託

【定住自立圏構想】

地方の大幅な人口減少と急速な少子高齢化が見込まれている中で、人口5万人程度以上などの一定の条件を満たす中心市と周辺市町が連携・協力することにより、圏域に必要な生活機能を確保し、地方への定住促進を目指す制度です。

「瀬戸内中讃定住自立圏」は、中心市を丸亀市とし、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町の2市3町で構成されています。

2. 業務概要

テレワークの普及や働き方改革により新しいワークスタイルが浸透する中で、中讃定住自立圏域における関係人口の創出や二地域居住、将来的な移住・定住につなげるため、圏域内でのワーケーションなど多様な働き方の促進が図られる動画を制作し、効果的に全国に広く発信することを目的とする。

なお、本動画は、多様な働き方の促進施策において活用するほか、圏域市町のホームページやYouTube等の各種動画サイト、各種SNS等で配信することにより、多くの方に視聴していただくことを前提としている。

3. 業務委託内容

業務の内容は次のとおりとする。本仕様書に記載されている業務以外で、目的に資する業務がある場合は、当該業務に含めるものとする。

(1) 企画・構成・制作等

プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議を行い、内容を決定する。決定した内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、BGM、イラスト（絵コンテ含む）等を制作すること。

(2) 取材、撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な取材、映像の撮影を行う。なお、次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア 資料・素材の収集

イ 肖像権・著作権について必要な手続き

※制作された動画やこれをもとに編集された動画・画像を受託者（受託者が認めた関係者を含む。）があらゆる用途に使用することなど、二次利用について同意を得ること。

ウ 出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等、撮影に必要な費用の負担

※備品購入費は原則対象としないため、リース・レンタル対応とすること。

(3) 編集

映像の加工、編集、BGM、音声、ナレーション、テロップの挿入等の作業を行う。編集、デザイン等は、本市の意向を反映させるとともに、積極的な提案を行うほか、完成までに本市による内容確認及び修正指示等の機会を複数回設けること。

4. 動画の要件

(1) 圏域全体を PR するための最大 3 分程度の動画（以下「通常版の動画」という。）を **1 本以上**制作すること。

(2) 制作した動画を主に YouTube 等の各種動画サイトや各種 SNS（Instagram、Twitter 等）などで広報するための 15～30 秒程度のショートバージョンの動画（以下「ショート版の動画」という。）について、圏域全体のものを **1 本以上**、圏域市町（丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町）それぞれのものを **1 本以上**制作すること。

(3) ショート版の動画は、スマートフォンでの閲覧に耐えうるよう、字幕・テロップ等を挿入し、無音でも閲覧ができるものとする。

(4) ショート版の動画は、15～30 秒以内で通常版の動画の圧縮版を制作することを基本とするが、提案内容により、本市との協議により決定するものとする。

(5) ワークーションやテレワーク、二地域居住など、多様な働き方を促進する要素を盛り込むこと。

(6) 前例にとらわれず、斬新かつ独創的で話題性があること。

(7) 必要に応じ、音楽、ナレーション及びテロップを挿入すること。ナレーション、テロップ等は原則、日本語を使用すること。

(8) 令和 5 年度以降も継続的（最低 5 年程度）に配信できる内容のものとする。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に定める合理的配慮について十分考慮するほか、ユニバーサルデザインに配慮すること。

5. 成果物・納品

成果物は次のとおりとし、指定する場所に納品すること。

(1) 動画の規格

画面縦横比は 16：9 とし、4K 解像度（3840×2160）以上の映像とする。

※HD 画質の動画データも納品すること。

(2) 成果物

	内 容	数	備 考
1	動画を収録した DVD-Video 形式のディスク	10 枚	・ケース及びタイトルラベルを付けること。 ・一般的な家庭用プレイヤーでの再生及び DVD ドライブ付パソコンでの複製が可能なデータ形式とすること。
2	動画を収録した Blu-ray Disc Movie 形式のディスク	10 枚	・YouTube、Instagram 等へのアップロード用として、mp4、wmv 形式の動画ファイルも納品すること。
3	撮影素材・動画データ一式及び一覧表	5 部	・撮影素材・撮影場所の一覧表を作成すること。なお、撮影素材について、第三者が権利を有している場合には、権利者や使用時間等について明記するとともに、権利処理にあたり手続きした書類の写しを添付すること。 ・撮影素材・撮影場所の一覧表に基づき、撮影素材・動画データをまとめ納品すること。
4	4K 画質の動画データ	1 個	USB メモリ等の大容量記録媒体

(3) 納品

ア 場所 香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市市長公室秘書政策課

イ 期限 令和 6 年 1 月 10 日(水)

6. 業務体制

- (1) 受託者は、あらかじめ本市とスケジュールを調整し、作業計画書及び工程表を提出すること。
- (2) 受託者は、責任者を明確にし、本業務を遂行するに当たり、必要な人材及び担当者を確保すること。
- (3) 受託者は、本業務の目的を達成するため、打ち合わせを密にした上で、打ち合わせ内容を要約した記録簿を作成すること。
- (4) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

7. 業務報告

受託者は本業務の遂行状況について、本市に随時報告を行うこと。また、業務終了後、業務完了報告書（任意様式）を提出すること。

8. 著作権

(1) 著作権の帰属等

本業務で新たに生じた著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）から第 28 条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定する全ての権利）については、本市に帰属するものとする。

(2) 著作者人格権の不行使

受託者は、本市の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

(3) 第三者が権利を有する著作物

納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、本市が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

(4) 第三者との紛争処理

本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

(5) 使用許諾の条件について

使用許諾に当たっては、変更・切除その他の改変を行わないことを前提条件とする。ただし、成果物を放送する番組の宣伝のために放送局等が使用する場合など、受託者が特に必要と認める場合を除く。

(6) その他の事項

著作権の取扱いについては、本仕様書に記載のないその他の事項については、本市と受託者が協議の上処理する。

9. その他

(1) 業務の実施に当たっては、圏域市町の条例、規則、その他関連する法令等を遵守すること。

(2) 業務の実施に当たっては、本市や圏域市町と十分に打合せを行い、本市や圏域市町の承認を得た上で行うこと。

(3) 業務の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律等に基づき、その取扱いに十分留意し、個人情報の保護に万全を期すこと。

(4) 受託者は、受託者が行う業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(5) 本市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。